

西欧人による中世ロシアの「発見」

— 外国人の目にうつったモスクワ国家 —

加藤 一郎

Открытие Московского государства западноевропейцами

Ичино Като

(一) 中世ロシアの「発見」

九世紀から一二世紀のキエフ国家は、その成立事情に由来する国際的な交易活動とヨーロッパ諸王朝との婚姻関係によって、西ヨーロッパ諸国と緊密な関係を保っていた。このために、ロシアという国家の存在は、西ヨーロッパでもかなり知られており、中世ヨーロッパの文化的記念碑たる『ローランの歌』あるいは『ニーベルンゲンの歌』は、ロシアに言及しているという。だが、これと比較すると、キエフ国家解体以降のいわゆる「分領時代」、あるいはソ連史学の用語を使用すれば「封建的分裂時代」のロシアは、西ヨーロッパからかなり疎遠になってしまったようである。これには、地理的な事情、宗教的な事情、政治的な事情の三つの理由が考えられる。まず、地理的には、キエフ国家からウラザーミル・スーズ

ダリを中心とする北東ルーシというように、ロシアの政治的中心がドニエプル川水系からヴォールガ・オカ川水系に移り、西ヨーロッパから見れば、東方に後退してしまった。また宗教的には、一〇五四年の「大分裂」以降、西方のローマ・カトリック圏と東方のギリシア正教圏がますます離反していくなかで、ロシアははっきりと後者に帰属し、「ラテンの世界」すなわち西ヨーロッパ世界に敵意を抱きつつあった。最後に政治的には、この時代は、キエフ国家という、西ヨーロッパ諸国も一目おかざるをえないような東ヨーロッパ・ロシア世界の強国が消滅してしまった「分領時代」（分裂時代）であると同時に、ロシアがサライを首都とするキプチャク汗国の属領となった「タタールのくびきの時代」でもあり、モスクワも含むロシア諸公国の公たちは、このキプチャク汗の家臣（ウルスニク）となっていた。このような事情を考えれば、ロシアの存在が西ヨー

ロップバの人々の視野から消え去ってしまったのも無理はない。西ヨーロッパの旅行記や使節の報告書の類もロシアの存在を間接的にしか言及しておらず、中世のフランス文学も一四世紀に入るとその存在についてまったく触れなくなってしまったという。

もちろん、一五世紀のヴェネツィア人コンタリーニの旅行記にも、「町（モスクワ）には冬中、ドイツからもポーランドからも多数の商人が集まっている」とあるように、また、ハンザ商人が多数ノーヴゴロトにやってきているように、西ヨーロッパとロシア（とりわけノーヴゴロト）との交易関係は続いていたわけであったから、西ヨーロッパの人々にとって、ロシアがまったく未知の存在となってしまうわけではない。その存在自体は知られてはいたが、前述した事情から西ヨーロッパの人々の知的な関心の対象、為政者からすれば積極的な外交上の働きかけの対象となつてはいなかったのである。

しかし、一五世紀後半から一六世紀に入ると西ヨーロッパからロシアを疎遠にしていた事情は、大きく変化していった。分裂状態にあり、「タタールのくびき」のもとにあったロシアは、次第にモスクワを中心に統一されていき、東方の新興国として登場してきていた（モスクワ国家の成立）。とくに、イヴァーン雷帝が「バルト海への出口」を求めてリヴォニア戦争を起こしたことは、とりわけ中央ヨーロッパ諸国の関心をあつめた。さらにオスマン・トルコが東

地中海や中近東を支配し、それまでまがりなりにも「キリスト教世界の防波堤」の役割をはたしていたビザンツ帝国を滅ぼした結果、イスラム勢力がバルカン半島からヨーロッパの中心部に侵攻しようとする勢いをみせていたために、西ヨーロッパ諸国はローマ教皇を中心に、東西両教会の対立を收拾して、「キリスト教世界」を團結させる必要にせまられていた。この際、東方の新興国であり、しかもビザンツ帝国滅亡後はギリシア正教の総本山という地位を確保しつつあり、反オスマン・トルコ十字軍の結成にあたってはその一翼を担うはずであるロシアは、西ヨーロッパの積極的な外交的働きかけの対象となったのである。最後に、この時代は西ヨーロッパ諸国の関心が広くヨーロッパ世界以外に向けられヨーロッパ世界の視野が大きく拡大された「地理上の発見の時代」、「大航海時代」であった。とくに、イギリスは、この分野での先進国であったスペインとポルトガルの既得権が確立していた地域を避けてアジア（中国、インド）にいたる新航路を開拓しようとしていた。その際、イギリスの航海者は、大西洋を北上し、そこから東に進んでアジアに到達する航路（北東航路）を想定しており、その過程で彼らはロシアと遭遇することになるのである。

西ヨーロッパ諸国とロシアすなわちモスクワ国家との公的接触の口火を切ったのは、シレジア出身の騎士ニコラウス・ポッペル（Nikolaus Poppel）であった。彼は、私人としてではあるが、神聖

ローマ皇帝フリードリッヒ三世の書簡をたずさえて、一四八六年モスクワにやってきたのである。帝政ロシア時代の歴史家ソロヴィヨーフは、このポツペルの来訪を、西ヨーロッパ人のロシア「発見」として、この六年後のコロンブスの新大陸発見にも比してこう述べている。「西ヨーロッパの列強にとって北東ルーシあるいはモスクワ国家はアメリカと時を同じくして発見された。これまで神聖ローマ皇帝の宮廷では、ルーシはポーランドとリトヴァ大公に従属しているものと考えられていた。好奇心から遠い国々を訪れ、皇帝フリードリッヒ三世の証明書をもったニコライ・ポツペルが一四八六年にモスクワを来訪するまでは、北東地方に独立したルーシ国家が存在していることは知られていなかった。」^五

神聖ローマ皇帝は、このポツペルのモスクワ訪問によって、自国と対立するヤゲロー朝ポーランドの東方に新興の政治勢力が存在していることを知り、一四八九年再度、今度は公式の大使としてポツペルをモスクワに派遣した。モスクワ大公イヴァーン三世に王位を授与し、イヴァーンの娘を神聖ローマ皇帝の甥と結婚させて、モスクワ国家を反ヤゲロー同盟に組み入れることが目的であった。

モスクワ国家側はこの申し出に対して、政治理念上はヨーロッパ世界の盟主であった神聖ローマ帝国と北方の新興国ロシアという位相を考えると、きわめて尊大かつ大胆な拒絶回答をした。

「われわれは、そもそもの初めから、古い祖先のときから、神の

恩寵によってみずからの国土における君主である。われわれは祖先と同じように神から叙任されている。われわれは、神がわれわれとその息子を今と同じようにみずからの国土の君主としてくださることを願っている。しかし、叙任の件については、以前にこれを誰かに求めようとしなかったのと同じく、現在もこれを求めたいはない。」^六

こうした回答は、かつての宗主すなわちキプチャク汗を範とする君主観、正教徒のローマ皇帝すなわちビザンツ皇帝を頂点とする国際的な位階秩序の影響のもとで形成されてきた中世ロシアの政治思想からすれば、自然なものであった。しかし、西ヨーロッパ人の目からすれば、みずからを神聖ローマ皇帝と同等の地位にあり、この地位は太古から神によってさづけられていると主張する君主をいただく国家が、東方に出現したことは驚くべきことであり、それだけに彼らの関心を喚起したのである。ポツペル以降、ロシアに来訪した主要人物をあげれば以下のとおりである。

◎ゲオルグ・フォン・トルン (Georg von Thurn) 在露一四九〇—九二) ポツペルのあとを受けて、神聖ローマ皇帝マキシミアンの大使として来露し、両国の同盟条約の締結^七と、マキシミアンとイヴァーン三世の娘との結婚を提案した。

◎ミハエル・スヌプス (Michael Snups) 在露一四九二) 外国の諸民族に関する情報の収集に関心を抱いていたチロル大公ジギス

ムントの使節として来露し、オビ川の水源が存在する「遠方の土地」までの通行許可を求めた。しかし、イヴァーン三世は、オビ川まではとても遠く、ロシアの徴税官さえそこにいたる途中では難渋しているの、まして外国人そこに行くのはきわめて困難であるとの理由で、これを拒否した。

◎ジギスムント・フォン・ヘルベルシュタイン (Sigmund von Herberstein 在露一五二七、一五二六) 後述。

◎リチャード・チャンセラール (Richard Chancellor 在露一五五三—一五五五) 北氷洋経由でイギリスから中国にいたるルート(北東航路)を探索するウイロビーの船団の船長として、白海に入って聖ニコラス港(アルハーンゲリスク)に漂着し、これがイギリス人によるロシアの「発見」となった。おりしも、リヴォニア諸国による経済封鎖に苦しんでいたイヴァーン雷帝は、このイギリス人の来露を歓迎し、彼らにロシア国内での免税商業権を与えた。これを契機として、イギリスはモスクワ会社を設立し、ここに本格的な英露通商関係が開かれた。チャンセラールは『偉大で強力なロシアの皇帝、モスコヴィアの公に関する著述』と題する旅行記をあらわした。

◎アンソニー・ジェンキンソン (Anthony Jenkinson 在露一五五七—一七一、中断あり) ウイロビー、チャンセラールのあとをうけてモスクワ会社の総務支配人に任命され、はじまったばかりの英露間の通商を軌道にのせるとともに、ロシア経由でアジアにいたる

ルートの探査のために一五五七年に来露した。翌五八年には、ヴォルガ川からカスピ海に入ってプハラまで到達したが、この地方の政治情勢が不穏であったために帰還した。ロシア滞在中には、イヴァーン雷帝の信任厚く、互いに亡命地を提供しあうというエリザベス女王あての提案を托されたりした。

◎ハインリヒ・フォン・シュターデン (Heinrich von Staden 在露一五七〇—一七六) ウエストファリア出身のドイツ人であり、「冒険家気質」あるいは「山師的才能」からかイヴァーン雷帝時代のロシアにわたり、ここでオプリーチニナ隊員に登用された。彼が帰国後に神聖ローマ皇帝ルドルフ二世に提出したロシア征服計画書(とくに、「モスクワ国家の国土と政府」)は、オプリーチニナ時代のロシアを研究するうえで貴重な資料となっている。

◎ジェローム・ホーセイ (Jerom Hosey 在露一五七三—一五九一) イヴァーン雷帝の晩年、フォードル一世の治世、ボリス・ゴドゥノフの即位といった「動乱時代」直前のロシアにあつて、英露間の政治・通商交渉に永年関与した。ロシア語を流暢にあやつり、同時代に訪露したイギリス人のなかでは一番のロシア通であつたという。帰国後、自分に対する中傷の弁明として、在露中の貢献を記述した『サー・ジェローム・ホーセイの旅行』をあらわした。

◎アントニオ・ポッセヴィノ (Antonio Possevino 在露一五八一—一八二) 後述。

◎ ジャイルス・フレッチャー (Giles Fletcher) 在露一五八八—
八九) 後述。

このような訪問者を大別すれば、①神聖ローマ帝国の大使としてモスクワ国家との外交折衝にあたったドイツ人、②モスクワ会社との関連で、おもに通商交渉にあたったイギリス人、③ローマ教皇庁から派遣されて、東西教会の合同問題や対オスマン・トルコ十字軍の結成問題にたずさわったイタリア人の三グループにわけることができる。本小論の目的は、この三グループの代表的な人物であり、しかも帰国後詳細なロシア紹介書を残したヘルベルシュタイン、フレッチャー、ポッセヴィノをとりあげ、彼らが中世ロシアの国家や社会をどのようにとらえていたのかを紹介することにある。

(二) ヘルベルシュタイン、フレッチャー、ポッセヴィノとその著作

ヘルベルシュタインは、今日ではユーゴスラヴィア領に属するビパチの名門貴族の出身である。彼は、スラヴ系の言語の通用する地方で少年時代をすごしたので、スラヴ人の言語を習得することとなった。このために、スラヴ人を軽蔑していたドイツ人の同級生たちから「スラヴの奴隷」と馬鹿にされたという。だが、この語学力は、彼がロシアを含む東ヨーロッパ諸国に対する外交官として活躍する

さいには大いに役だったのである。ウィーンで高等教育をうけたらち、軍隊生活およびポーランドやハンガリーでの外交活動で頭角をあらわし、新興のモスクワ国家を自国の対外的な利益のために利用しようとしていた神聖ローマ皇帝マキシミアンに登用されて、モスクワを二度にわたって訪問した。彼のロシアでの外交活動はさしたる成果をあげなかったが、彼は当地における経験と見聞を土台にして、西ヨーロッパにおけるはじめての体系的のロシア紹介書ともいえる『モスクワ国家についての覚え書き』を一五四九年に公刊した。^二「古代において、ローマ人は遠方の未知の国に大使を派遣したとき、ローマ人はこの大使たちに、任期中に接触した人々の風習・制度・生活様式を注意深く叙述することを義務として課してきたという^三」との献辞からはじまる『モスクワ国家についての覚え書き』は、ロシアという未知の国を西ヨーロッパの人々に紹介するという使命感に貫かれており、様々な問題に触れている。イギリスのロシア中世史家グラハムは、この著作を次のように高く評価している。

「ヘルベルシュタインは当時のモスクワ国家のほぼすべての様相を丹念に調べあげた。これは、それ以前にはいかなる外国人もなしてあげておらず、それ以降もほとんどの外国人がなしてげなかったことである。彼は自分の印象を、優雅に品位をもって伝えた。多分、『覚え書き』には、構成の欠如という欠点があるかもしれない。新しい話題が突然飛びこんできて、これについて少し言及

したかとおもうと、また元の話題に戻ってしまったりしているからである。だが、この欠点は、この著作が、ヨーロッパの舞台に登場してきた新しい東方の強国についての信頼できる書物であることを念頭におけば、とるにたらないことである。

『覚え書き』に対する関心は、決して低くはならなかった。『覚え書き』は各世代ごとに新鮮なものを提供し続けている。ヘルベルシュタインはまさしく最初の非ロシア系のスラヴ学者という名に値するのである。」^三

ただし、後述するフレッチャーの著作のようにテーマごとに整理されて叙述されているわけではない。小見出しをあげると以下のとおりである。

- ・ ロシアという名称
- ・ 言語
- ・ 版図
- ・ 歴史
- ・ 称号
- ・ 大公の即位式の様子
- ・ 大公の即位後の儀式
- ・ 宗教
- ・ 府主教ヨハネの規定
- ・ キリルからノーヴゴロト大主教ニフォンへの質問

- ・ 洗礼
- ・ 教皇アレクサンドルの教書
- ・ 告解
- ・ 聖体拝領
- ・ 祝祭日
- ・ 煉獄
- ・ 聖人崇拜
- ・ 断食
- ・ 十分一教会税について
- ・ 婚約
- ・ 世俗の社会について
- ・ 大公イヴァーン・ヴァシリエヴィチが七〇〇六年に発布した規定
- ・ 他人の家を訪問することについて
- ・ 駅伝制
- ・ 貨幣について
- ・ 取り引き
- ・ ロシアの地誌
- ・ タタールについて
- ・ リトヴァについて
- ・ リトヴァの野生動物について

・北氷洋の航海

・外国使節の扱い方

・私のロシア旅行

・私の帰還

・二回目の使節のときのルート

フレッチャーは、イギリス人のヘルトフォード州ヴァトフォードの聖職者の家庭に生まれ、ケンブリッジ大学で学んだのち、政界に入った。彼がモスクワ国家への使節団の団長にエリザベス一世から任命されたのは、一五八八年のことであるが、これは、イヴァーン四世の時代にはじまった英露間の通商問題を解決するためであった。一五五五年に設立されたイギリスのモスクワ会社は、ロシアにおけるイギリスの交易独占権と免税という特権を与えられていたが、これが、オランダ商人およびロシア商人の不満をかきたてており、イヴァーン四世が一五八四年に他界すると、この特権をめぐって紛糾をもたらしていたからである。フレッチャーの使命は、成功したとはいえず、モスクワ会社は北方ルートの交易の独占権を失うことになってしまった。フレッチャーは、自分自身の見聞と永年ロシアに滞在していたイギリス人商人との意見の交換にもとづいてモスクワ国家での経験をまとめて、帰国後に『ロシア国について』を出版した。だがこの著作は、その冒頭のエリザベス一世への献辞にも「こ

こでのやり方は、この国で生活している貧しく虐げられた人々にとっては、とても苛酷で痛ましいものです」と記していることから判るように、モスクワ国家を専制的な国家としてかなり否定的に描いており、この観点がイギリス側の公的なロシア観と受けとられてしまうことはロシアにおけるモスクワ会社の立場を危うくしてしまうと考えられたために、当初は発売を禁止されてしまった。イギリスで完全なものが出版されたのは一六五三年のことであった（ロシアにあつては、その完全なロシア語訳が出版されたのは一九〇五年のことであつた）。

『ロシア国について』は、ロシアの地誌の叙述からはじまって、ヘルベルシュタインの著作と比較するとかなり体系的に構成されている。このことは以下のような、フレッチャー自身が作成した目次からも判断することができる。

第一部 国土の地誌

(1) ロシアの東西南北、その州の名称

(2) 土壤と気候

(3) ロシアの自然産品

(4) ロシアの主要都市

第二部 政治

第一節 ロシアの国制

(5) ロシアの皇室とその家系

(6) ロシア皇帝の即位の様子

(7) ロシアの政府の形態

(8) ロシアの議会とその運営方法

(9) ロシアの貴族層

(10) 地方すなわち州の統治方法

(11) 皇帝の私的会議

(12) 皇帝の税金その他の収入、その総額、増収をはかるためのずるがしこい方法

(13) ロシアの庶民層とその境遇

第二節 ロシアの裁判制度

(14) ロシアの裁判制度と審理

第三節 軍事的な諸条項

(15) 皇帝の軍隊、将校とその給与

(16) 召集、武器、糧食、野営、その他

(17) 行軍、攻撃、軍規

(18) 植民地と征服によってこれを維持する政策

(19)、(20) ロシア人が戦争や講和によって対処しなくてはならない近隣の諸族

第四節 ロシアの聖職者層

(21) ロシア教会のヒエラルヒー

(22) 典礼の形態、秘蹟のやり方

(23) ロシア教会の教義

(24) 結婚式のやり方

(25) ロシア教会のその他の儀式

第三部 経済、私的行動

(26) 皇帝の私的行動

(27) 皇帝の宮廷とその諸官庁

(28) ロシア人の私的行動や慣習

ボッセヴィノは金職人の家系に生まれ、ローマで聖職者としての教育を受け、熱心なイエズス会士となった。彼は反宗教改革運動の闘士として、ヨーロッパ各地で精力的な活躍をした。とくに、一五六三年から一五七二年にかけては、フランスにおいてユグノー派と激しい抗争を展開し、一五六八年に彼がフランスで出版した小冊子『キリスト教の戦士』は、異端と戦う兵士は英雄であり、この戦いで倒れた者は殉教者であり、いかなる容赦も犯罪にあたるとの激的な主張をしていた。

彼が、モスクワ国家と接触する任務を与えられるようになったのは、一五五八年にイヴァーン四世がリヴォニア戦争を開始したと関連していた。イヴァーン四世はバルト海への出口を求めてリヴォニア戦争を開始し、当初は成功を収めたが、ポーランド・リトヴァおよびスウェーデンの反撃にあつて、戦況はまもなく膠着状態に

入ってしまった。さらに、一五七六年に精力的なステファン・バトリーがポーランド国王になると、ポーランド側はロシア軍をリヴォニアから追放し、ロシア側は苦境にたつことになった。ここで、イヴァーン四世はこの苦境を打開するために、ローマ教皇に、ポーランドとの外交的な調停を依頼した。ローマ教皇は、カトリックのポーランドにてこ入れしつつも、対プロテスタントの観点および対オスマン・トルコの観点から東方正教会との合同に関心を抱いていたからである。これを受けて、モスクワ国家への教皇の特使に任命されたのがポツゼヴィノである。ポツゼヴィノの特使としての活動は成功をおさめ、彼が仲介者となってポーランドとロシアのあいだにヤム・ザポリースキイの講和が締結され、リヴォニア戦争は一様の終結をみた。

のちに彼は、このときのロシアでの経験をまとめて、教皇への報告書という形をとって『モスコヴィア』を出版した^ス。ポツゼヴィノはヘルベルシュタインがヴァシーリイ三世の時代、フレッチャーがフォードル一世の時代に訪露しているのに対して、イヴァーン四世の時代に訪露して彼と対話しているために、その著作『モスコヴィア』は、イヴァーン四世の時代の第一義的な史料となっている。その内容は以下のとおりである。

第一書

・モスコヴィアの宗教事情

- ・モスコヴィア
- ・モスコヴィアにカトリック信仰を導入するにあたっての困難、その展望と手段
- ・展望と諸方策
- ・モスコヴィアにカトリック信仰を導入する手段

第二書

- ・教皇グレゴリウス三世に
- ・現モスクワ公がどのように最高権力に到達したか、領土の拡大その他の事件
- ・モスクワ公に帰属する有名な都市と諸民族
- ・モスクワ公の砦と、包囲された場合のその防衛手段
- ・モスクワ公のその他の資力
- ・モスクワ公の側近
- ・モスクワ大公の息子たち
- ・モスコヴィアへの大使の受け入れと、彼らとの交渉手段
- ・モスクワ公は誰をどのような形で外国に派遣するか。アントニホ・ポツゼヴィノとともに教皇のもとに向った大使と同行した際に何が起こったか
- ・モスクワ公の性格と大分裂
- ・聖なるキリストの名とカトリック信仰をアジアやその他の地域に広めるにあたって、モクスワ公がはたした約束が実行される

展望

・ 教皇庁やその他のカトリック国家からモスコヴィアに派遣される大使が関心を向けなくてはならない規則

・ 大使と同行させる人物

・ 携帯すべき書物

・ 教皇がモスクワ公におくるべき書簡と贈り物

・ 大使とその同行者がまとうべき衣装と装束、ある状況では彼らはどのように振舞うべきか

・ 他国の君主からモスクワ公への書簡を作成するにあたっての注意事項

意事項

・ モスクワ大公のもとを辞去するにあたって、役人に何を贈るべきか

・ 到着・滞在・辞去にあたって、豊かなる成果をうみだすために、

大使はどのような計画にしたがって行動するべきか

・ われわれの至聖なる主人である教皇からモスクワ大公あての書簡における宛名

宗教に関する討論

・ 一五八二年二月二日にツァーリの宮廷において、ツァーリの大貴族と百名の高官の出席のもとで開かれた、モスクワ大公イヴァーン・ヴァシーリエヴィチとのカトリック信仰に関する第

一回公開討論

・ 二月二三日に開かれたアントニオ・ポッセヴィノとモスクワ大公および彼の元老院議員 (Senators) との第二回討論

・ 高官と元老院議員の出席のもとでの、モスクワ大公とアントニオ・ポッセヴィノとの宗教に関する第三回討論。福音書によるとキリストが荒地に穩棲し、悪魔が彼を誘惑した大齋期の最初の日曜日、すなわち、三月四日に何が起こったかについて

アントニオ・ポッセヴィノが大使をつとめていたときの、教皇グレゴリウス八世、ポーランド王ステファン一世、モスクワ大公イヴァーン・ヴァシーリエヴィチその他の人物の書簡

一五八一年のポーランド王ステファンとモスクワ大公イヴァーン・ヴァシーリエヴィチの大使の会議の議事録

ポッセヴィノの『モスコヴィア』の目的は、以上の内容目次からみてとることができるように、「ロシアの事情をカトリック世界に知らしめ、ロシアが宗教改革とオスマン・トルコ帝国との闘争において信頼すべき同盟者となる可能性をもっていることを明らかにする」点にあつたために、かなりの宗教的・政治的の先入観にとらわれていると予想されるかもしれない。だが、この点についてもグラハムはこう評価している。

「ポッセヴィノはその他の多くの訪問客とは異なつて、単に未消化の事実の集積を報告するだけには満足しなかつた。彼は、自分

が集めたデータを精査・分析して、そこから結論を引きだす好奇心と探究心をもった訓練された思慮深い観察者であった。彼の地位が彼の才能を手助けした。彼は大公を含むモスコヴィアの高官に接触することができている。だから、彼の報告は、一六世紀のロシアの歴史にとって重要な資料となっている。ポッセヴィノの著作に宗教的な先入観があることは当然予想されるし、これについては割引かなくてはならないかもしれない。しかし、それ以外の点は、宗教的な教義を除くすべての問題でかなりの寛容をもった成熟した経験ある人物が行なった鋭敏な分析なのである。」³³

(三) 彼らのロシア観

まず、ここで問題としているモスクワ国家の呼称についてであるが、その著作にモスコヴィアなる用語を使用しているヘルベルシュタインとポッセヴィノの例からも判るように一六世紀にあつては、大半のヨーロッパの著述家は、ロシアとモスコヴィアを区別して使用していた。たとえば、ヘルベルシュタインは、「ロシアはサルマティア山脈の近く、クラクフの近郊にまで拡がっている。ここから、現地の人々がドニエストルと呼ぶトウイラ川にそつて黒海あるいは大海と呼ばれているポントス海に到り、その途中でドニエプル川を横切っている」と記しているが、この場合、ロシアを国家名としては使用していない。したがつて、ヘルベルシュタインにあつて

は、「今日ロシアの支配している諸公のなかで、その筆頭は、ロシアの大半を確保しているモスクワ大公であり、第二はリトヴァ大公、第三は、今ではポーランドとリトヴァの君主であるポーランド王である」というように、ロシア地域には、モスクワ国家とポーランド・リトヴァ国家という二つの国家が存在することになる。こうした区別は、旧キーエフ・ルーシの遺領をめぐつて、一五世紀から一七世紀にかけて、モスクワとリトヴァがライバル関係にあつた、すなわち、モスクワ・ルーシとリトヴァ・ルーシが存在していたという歴史的状况からうまれてきたと同時に、西欧人が、ロシア地域に関する情報を宗教的にも地理的にも近いポーランド・リトヴァ側から入手していたこと、したがつて、ロシア地域に対するポーランド・リトヴァ側の要求を反映した情報を受けとつていたことによつていた。³⁴（この点で特徴的なのは、ポーランドと協力関係にあつたポッセヴィノが一貫してモスコヴィアなる用語を使用しているのに対して、ポーランド・リトヴァ經由の情報にさして影響されることなく、北東航路の開拓によつてモスクワ国家と直接的に接触することになったイギリス人たちは、むしろロシアなる用語を第一に使用していることである。チャンセラーの旅行記の表題は『偉大で強力なロシアの皇帝、モスコヴィアの公に関する著述』であるし、フレッチャーも、著作の副題に、「ロシア皇帝（一般にはモスコヴィアの皇帝と呼ばれている）」と記している。）のちに、一七世紀

の「動乱時代」のロシアに逗留したフランス人マルジュレは、自分のロシア紹介記の冒頭でロシアとモスコヴィアという用語の区別の起源を念頭におきつつ、読者に次のように注意を喚起している。

「二つのロシアが存在すること、すなわち、帝国の称号をもつロシア（ポーランド人はこれを白いロシアと呼ぶ）と、ポーランド王国に従属し、ポドリアに隣接した黒いロシアが存在することも理解しておかなくてはならない。ポーランド王が『リトヴァ、ロシア、プロシア公……』と称する場合、このロシアとは黒いロシアのことなのである。……ポーランド人は黒いロシアをロシアから区別するために、ドニエプル川以東の地域を白いロシアと呼んでいる。こうした区別をおかないと、この小著が扱っているのは、かつてはスキフィアと呼ばれ今ではモスコヴィアと呼ばれている白いロシアであることを忘れてしまうであろう。」^三

「公は、聖職者に対しても、俗人に対しても権力を行使しており、臣民すべての生命と財産を無制限にコントロールしている。その側近の誰一人として、どのような問題であつても、あえて彼に反対したり、ましてや別の意見を出すような権威をもっていない。

彼らは、公の意志は神の意志であり、公の行為はすべて神の意志にしたがつていと明らかに語っている。彼らは、この意味で、公を神の鍵番、侍従とみなしている。要するに、彼らは公を神の意志の執行者であると信じているのである。だからこそ、捕虜の釈放についてや、重要事件について、嘆願書を提出されたときには、公はいつも『神が御下命下さったとき、この者は釈放されるであろう』と答えるのである。同様にして、疑問の余地があり、不明瞭な事件の調査が請求されると、『神と公のみぞ知る』というのが普通の答えであつた。国民の野蛮な性格が、公を専制君主にしてしまったのか、それとも公が専制君主であるために、国民がかくも野蛮で残酷な境遇におかれてしまっているのか、この問題は定かではない。」

ポゼツヴィノも「大公は、町、砦、村、家屋、知行地、森林、湖川、名譽と官位といったすべてを手中にしている」と大公権力の強さを強調した上で、この大公権力を規制するはずの諸公——西ヨーロッパでは国王や皇帝の権力を統制する聖俗の高級貴族——もすでに無力になってしまっていることを指摘している。

「都市や公国には、われわれのもとでは諸公とよばれているような独立した支配者は存在しない。これは名譽上の称号にすぎず、彼らがこれを利用しているのは、自分の威信を示したり、君主にとりいつたり、公的な地位を明示するためにすぎないのである。」^三

そして、ボゼツヴィノは、ロシア人（「モスコヴィアの住民」）がこのような専制的権力の存在を受けいれている理由を、専制権力から強制された「奴隷根性」あるいは「従属的メンタリティー」に求めている。

「万人が公に対して敬意の念を捧げており、それは理解することのできないほどのものである。たとえ実際には信じていないにせよ、彼らは、自分たちの生命、幸福その他すべてのものは大公によって与えられたものであるとしばしば語っている。彼らの考え方は、すべてが神と偉大なるツァーリ——彼らは自分たちの公をこう呼んでおり、国王、皇帝を意味している——の恩寵に帰しているというのである。棒で打たれて、死にそうになっているときでさえも、彼らは、これを恩寵として受けいれていると語ることもある。国民の大半は自分たちの隷属状態を知っており、また、自分たちがどこかに逃亡したら、自分の子供たちは殺され、所有するすべてのものは没収されたりすることを知っている。もしもこの事実がなければ、彼らは、奴隷になったというよりも、奴隷として生まれついでしまったと考えることができるであろう。彼らは子供のときからこのような生活に慣れてしまっており、公を途方もなく称賛し、公が幸福に暮らしていれば、自分たちも幸福に暮らしていると断定することが、まるで本性になっているかのようである。より思慮深く、密告者を恐れる必要のない者たちが

国外に滞在する機会をもち、他国の力と権勢を認めたとしても、この国民は、他国のことに大きな意義を与えないのである。」^元
さらに、自国において代議制的な君主制が制度的に確立されつつあったイギリス人フレッチャーは、立法権、行政権、裁判権におけるモスクワ大公の専制的な権力を具体的に叙述している。

「ロシアの政治形態はまったく専制的である。専制的とは、すべてを公の利益のためにはかかっているということであり、それはもつとも公然とした野蛮な形式にのっとっている。……

主権というものを構成する国政の主要事項（公法の作成と廃棄、知事の任命、外国との交戦権と同盟権、処刑・赦免権、刑事・民事での訴追権）は、皇帝のその下にある会議にまったく完全に属している。したがって、皇帝は、これらの事項の命令主権者であると同時に、執行者であるともいえるであろう。領土内の法律や公法に関しては、これは、公的な会議や議会が招集される前にすでに決定されているのである。皇帝は処理案件について、自分の会議以外には、誰とも相談しない。……

第二に、領土内の役所や地方行政当局に関していえば、それには世襲的なものはなく、高い地位のものにせよ低い地位のものにせよ、その職務への任命は直接皇帝によってなされている。主要都市の書記官も、その大半が皇帝によって任命されている。……
第三に、同様のことが、とりわけ生死に関係する司法行政につ

いてもいえる。権章が支える權威や公的司法權をもつ人物は一人もおらず、すべてが皇帝の指示と随意のままである。判事についても同様であり、彼らは恐れを抱き、自己規正しており、特別な事件についてあえて裁定を下そうとはせず、モスクワの皇帝の會議にすべてを諮問しなくてはならない。前皇帝イヴァーン・ヴァシロヴィチは、臣下の生命にも主權をもっていることを示すために、散歩中に出合ったり、顔を見かけたりした人物を嫌った場合、その人物の首を切るように命令していた。これはただちに実行され、首が皇帝のまえに投げおかれた。

第四に、訴追權と赦免權に関して、これはまったく皇帝の随意と恩寵によつてゐる。……つい最近までは、世襲的權利にしたがつて領地を保持し、領地に対して絶対的權威と司法權をもち、皇帝の指示や統制をうけずに領内のすべてのことを命令・決定した古くからの貴族たちがいた。だが、そうしたことは、現皇帝の父イヴァーン・ヴァシロヴィチによつてすべてが廢止され、消滅させられてしまった。^三

このように、ヘルベルシュタイン、ポゼツヴィノ、フレッチャーの三名ともが、モスクワ大公の強大な專制的權力に印象づけられているのは、モスクワ大公の權力の本質が、彼らが理解し、通曉しているような西ヨーロッパの王權・皇帝權の本質と著しく相違しているためである。西ヨーロッパ中世の政治思想にあつては、国王は、

法律を守つてゐるかぎりにおいて「正当なる国王」なのであつて、法律を侵犯すれば、「暴君」となり、「正当なる国王」である資格を喪失し、一方その家臣たちは、法律を侵犯した君主・国王に対しては、誠実義務を解除された（したがつていわゆる反抗權を保證された）のである。^三 国王・皇帝は家臣たちの私的財産を随意にする權威をもつておらず、単に「政治的な意味での主君であつた」。したがつて、家臣の生命や財産までも支配する權利をもつ「全ロシアの世襲地領主」としてのモスクワ大公が、西歐人にまったく異質なものにみえたのも当然のことであらう。

以上のように、ヘルベルシュタイン、ポゼツヴィノ、フレッチャーはモスクワ大公の專制的な權力に印象づけられると同時に、その權力のもとで暮してゐる庶民たちの政治的・經濟的な無力状態についても、記録してゐる。とくにフレッチャーは、この問題に一章をあて、第一三章「ロシアの庶民層、あるいは市民層の状態」のなかで、詳しく叙述してゐる。

「第一に、庶民層と市民層の自由に関しては、こうである。彼らはまったく尊重されておらず、法律や布告が締結されるロシアのサポールすなわち議會にも、選挙權も議席ももっていない。……公に対してのみならず、貴族や士族に対する庶民層の自由がいかに卑しい状態にあるかに関しては、貴族や皇帝の役人に対する嘆願書や文書のなかで、自分たちのことをどのように表現している

かから判断できる。彼らは自分たちのことをホロップすなわち下僕あるいは奴隸と称している。……

第二に、庶民層の土地、商品、その他の財産に関してはこれらは皇帝だけではなく、貴族層、役人、兵士たちの略奪、強奪からいかなる防止措置も与えられていない状態にある。皇帝が彼らに課している税金、関税、その他の酷税のほかに、彼らは、貴族、役人、外国使節、とくにヤム制度によって搾取され強奪されているので、半マイル、一マイルにわたって、まったく無住の農村、町が存在することを見ることができ。この土地の住民は苛酷な扱いと酷税のために、別の土地に逃亡してしまつたのである。

……
貧しき庶民に対する抑圧がひどいために、彼らは商業をいとなもうとする勇気をまったくくじかれてしまつている。というのも、彼らは多く所有すればするほど、その品物だけではなく、生命さえも危険にさらされるからである。……

このような状態のために、(それでなければ、どのような困苦をも堪え忍ぶ能力をもっているのに)人々は怠惰と飲酒に身をまかせてしまつている。すなわち、その日暮らしの生活をしている。

……」

フレッチャーは、ロシア庶民の悲惨な状態をかなり同情的に記述したうえで、だからといって、ロシア人がその資質の面で、西欧人

よりも劣っているわけではなく、ロシア人が政治意識や経済活動の面で西欧人よりもかなり遅れてしまつているのは、ロシア人にはその資質を伸ばす機会を与えられてない、とくに、教育の機会、外国の文物に接する機会が与えられていないため、すなわちモスクワ国家の閉鎖性のためであると説明する。

「ロシア人の資質に関して、彼らは(成人や子供の知力にあらわれているように)、どのような学芸も習得する適応性があるにもかかわらず、いかなる学芸にもひいでおらず、ましてや知識の習得の面ではひいでていない。彼らは、知識の習得からも、軍事的能力の習得からも遠ざけられている。このために、彼らは、自分たちが生活している隷属的な状態に適しているかのようであり、改革を試みようとする理由も動機ももっていないかのようである。また、彼らは旅行を禁止されているために、何も学ばず、外国の様子を知ることもない。大使の随行員や、国外逃亡者以外にはロシア人旅行者をみかけることはめつたにないであろう。国境が厳しく監視されているために、旅行することは不可能に近い。そうした企てには厳罰が適用され、捕えられれば、死刑に処せられ、全財産は没収される。読み書きを学ぶ者はごく少数である。同様の理由から、彼らは、商品を販売したり、傭兵として雇われる以外の目的で外国人がロシア国内に入ってくることを許してはいない。」

ヘルベルシュタインも庶民層の境遇にふれており、とくにロシアの女性の地位の低さを指摘するとともに、それに関するいささか信用しがたいエピソードを紹介している。

「女性の境遇は、きわめて悲惨である。女性は、家に閉じこもって暮していなければ、貞節とはみなされず、厳格に監視されているので、どこかに外出することもないからである。女性が戸外で他人に見られた場合には、その女性は貞淑であるとは考えられていない。しかし、家のなかに閉じこめられていても、女性は糸を紡いだり、縫ったりすることしかせず、家のなかでは、文字通り、いかなる権威も影響力ももっていない。……」

モスクワに、ロシア人女性と結婚しているヨルダンという名のドイツ人の鍛冶屋がいた。そのロシア人女性は夫としばらく暮したのち、ある日、愛情のこもった様子で、『最愛の夫よ、あなたは私のことを愛してくれていないのですか』と夫に質問した。夫が『おまえのことをひどく愛しているよ』と答えると、妻は『あなたの愛情のあかしを受けとっていません』といった。夫が、どのようなあかしを望んでいるのか尋ねると、『あなたは私のことを一度も殴ったことがないじゃありませんか』という答えが返ってきた。夫は、『何だって、殴ることが愛情のあかしだとは思わないが、おまえの期待に反してもしようがない』と言った。そして、そのあとすぐに、妻をひどく殴った。そして私に告白したと

ころによると、その後、彼の妻は一層の愛情を彼に示したために、彼は何回もその行為を繰り返かえた。そして、終には、私がまだモスクワにいたときのことだが、妻の頭と足を切りおとしてしまったという。」

以上、ヘルベルシュタイン、ポゼツヴィノ、フレッチャーの著作を中心として、彼らのロシア観を紹介してみた。モスクワ国家に関する彼らの観察はきわめて網羅的であり、ここではその一部しか紹介できなかった。当のロシアには、これに匹敵するような著作や史料が存在していないだけに、彼らの著作は、モスクワ国家の国制や社会を巨視的に観察していくうえで、貴重な史料ともいえる。だが、彼らは、「文明化された」自国、あるいは西ヨーロッパをノーマルな国家ひいては理想的な社会とみなしがちな観点から、モスクワ国家を観察しているために、バイヤスのかかった彼らの観察や、いささか偏見に近い評価を、そのままモスクワ国家の実像としてしまうことは、実証的な歴史研究の面ではかなり危険であろう。しかし、モスクワ国家の実像ではなく、今日さかんな西欧人による「ロシア論」の起源を問題にする場合には、さらに、ロシアとヨーロッパという比較史的な観点からモスクワ国家を考察するうえで、彼らの観察のこのような「欠点」は、むしろ格好の史料となると思われる。

translated and edited by T. Esper. Stanford UP, 1967.

二 MERSH, vol. 14, pp. 81-82.

三 *Reim Moscovitum Commentarii*, Weim, 1549. ロシア文字による
 使用したのが、その英訳版 *Notes upon Russia*, translated and edited
 by R. H. Major, vol. 1, 2, L., 1851-52. の独訳版 *Das alte Rußland, im*
Anlehnung an die älteste deutsche Ausgabe aus dem Lateinischen
übertragen von Wolfram von den Steinen, Zürich, 1984. のが、¹⁹

四 *Notes upon Russia*, p. clix

五 MERSH, vol. 14, pp. 6-10.

六 *Of the Russe Common Wealth*. ナキストル人使用したのが、*Russia at*
the Close of the Sixteenth Century, L., 1856. の巻11 巻の49¹⁹。

七 MERSH, vol. 11, pp. 187-188.

八 Antonii Possevin, *Moscovia*, ロシア文字による使用したのが、その
 英訳版 *The Moscovia of Antonii Possevin*, translated by H. F. Gra-
 ham, 1977. の巻11 巻の49¹⁹。A. Поссевино, Исторические сочинен-
 ия о России XVI в., М., 1983. の49¹⁹。

九 Исторические сочинения стр. 23.

十 *Moscovia of Antonii Possevin*, pp. xiii-xiv.

十一 *Notes upon Russia*, p. 5.

十二 *ibid.*, p. 6.

十三 A. Хорошкевич, указ. соч., стр. 83-84.

十四 J. Margeret, *The Russian Empire and Grand Duchy of Muscovy*, trans-
 lated and edited by Chester S. L. Dunning, Pittsburgh, 1983, pp. 7-8.

十五 *Notes upon Russia*, p. 32.

十六 *Moscovia* p. 8, Исторические сочинения, стр. 46.

一 J. H. Billington, *The icon and the axe*, NY, 1970, p. 4.

二 モンゴル人によるロシア支配については拙稿「モンゴル人に
 による支配の開始」、『史潮』新一〇号、一九八一年、「十三世
 紀後半のキプチャク汗国とロシア」、文教大学教育学部紀要
 第一九集、一九八五年を参照してください。

三 J. H. Billington, *op. cit.*, p. 16.

四 Барбаро и Контарини о России, Л., 1971, стр.
 229.

五 С. Соловьев, История России, ч. I, стр. 1489.

六 А. Пресняков, Московское царство, П., 1918, стр.
 1-2.

七 А. Л. Хорошкевич, Русское государство в сист-
 еме международных отношений, М., 1918, стр. 97.
 К. Вазилиевич, Внешняя политика Русского цент-
 рализованного государства, М., 1952, стр. 98.

八 А. Хорошкевич, указ. соч., стр. 98. К. Вазилиевич,
 указ. соч., стр. 227-228.

九 *Modern Encyclopedia of Russian and Soviet History* (以下
 MERSH と略) vol. 6, pp. 199-200. 伊東秀征「リチャ-
 ーズ・キャンヤリーの北東航路探検とロシアの『発見』」、『ロ-
 シア史研究』四〇号、一九八四年

十 MERSH, vol. 15, pp. 125-128.

十一 Heinrich von Staden, *The Land and Government of Muscovy*,

- 二 卅 *Moscow* p. 9. Исторические сочинения, стр. 47.
- 二 卅六 *Moscow* p. 11. Исторические сочинения, стр. 48-49.
- 二 卅七 *Of the Russe Common Wealth.* pp. 26-29.
- 二 卅八 世良晃志郎「中世法の理念と現実」、岩波講座『世界歴史』第七巻を参照していただきたい。
- 二 卅九 モスクワ国家の君主の性格については、拙稿「中世モスクワ国家の君主考」、文教大学教育学部紀要第一八集、一九八四年を参照していただきたい。
- 二 卅十 *Of the Russe Common Wealth.* pp. 60-62.
- 二 卅十一 *ibid.*, p. 63.
- 二 卅十二 *Notes upon Russia.* pp. 93-94.